

前回のタウンミーティングでいただいたご意見等への対応状況(久谷地区)

	意見内容	現在の対応状況(今後の対応方針、見通し)及びその理由	担当部局
1	子育ての環境づくりについて、具体的に策を出して、安心して子育てができる環境をつくってもらいたい。	<p>松山市では、子どもたちが健やかに、夢と希望を持ちながら育つことを願い、「まつやま子育てゆめプラン」を策定し、保育園や児童クラブの増設のほか、地域の様々な子育て支援サービスの充実に取り組んでいます。</p> <p>また、昨年度(平成25年度)に「松山市子ども・子育て会議」を設置しました。この会議は、平成27年4月からスタート予定の「子ども・子育て支援新制度」に備えて、松山市の事業計画や施策を審議するもので、保護者、福祉事業者、教育関係者、学識経験者など様々な分野の方に参加いただいています。今後は、この会議でのご意見を参考にしながら、今年度中に事業計画を策定し、子育て支援をより一層充実していきたいと考えています。</p>	保健福祉部
2	高齢で農業を離れる人が多く耕作放棄地ができ、田が荒れて獣害が出ている。何とか就農者を増やしたい。	<p>松山市では、松山市地域農業再生協議会(市・農業委員会・農協等)において、耕作放棄地の解消と再生に向けて、耕作放棄地の調査や農地の確保や有効利用についての取り組みを推進しています。</p> <p>また、高齢化に伴う後継者対策については、関係機関と連携し、青年農業者協議会や新規就農者へ支援を行っています。また平成24年度からの取り組みとして、地域の方々と一緒に、人材や農地について考える「人・農地プラン」を推進しています。このプランでは、次世代の担い手の確保やよりよい農地利用を図ることにしており、これまでの市内全域で一律に実施してきた事業と異なり、地域の農業者の実情に合わせて、農業者自身が地域農業を考えて方策等を打ち出していこうというものです。現在、久谷地域でも「人・農地プラン」の作成に向けて、農協等と協議を進めています。</p> <p>(参考) 「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金事業」 耕作放棄地の復活活動にかかる経費のほか、再生後の営農活動に必要な施設への助成等、再生から利用までの一連の活動を包括的に支援する事業。 「人・農地プラン」 各地域で今後の地域農業の中心となる経営体や農地の集約化の方策、また、地域農業のあり方(生産品目、経営の複合化、6次産業化など)を定めるもの。 「人・農地プラン」に位置づけられると、青年就農給付金(年150万円)、農地集積協力金、農業経営基盤強化資金の当初5年間無利子等の申請が可能となります。</p>	産業経済部

前回のタウンミーティングでいただいたご意見等への対応状況(久谷地区)

	意見内容	現在の対応状況(今後の対応方針、見通し)及びその理由	担当部局
3	介護保険について、施設に入りたいときは、なかなか入れない現状であり、現状、将来計画について説明してほしい。	<p>特別養護老人ホームなど高齢者福祉施設については、平成24年度から3カ年を計画期間とする「第5期松山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、施設整備が遅れている地区を優先的に整備を進めています。</p> <p>平成24年度に事業者の公募と選定を行い、平成25年度・26年度の2カ年で市内15カ所の施設整備を順次、進めています。</p> <p>なお、久谷地区を含め施設整備の予定がなかった地区もあることから、今年度(平成26年度)策定を予定している次期計画の中で、国の指針に基づき、対象者の伸びや待機者の状況などを考慮した上で、適切に対応していきたいと考えています。</p>	保健福祉部
4	四国八十八箇所について、世界遺産登録という動きがある。市がどのように対応し、考えているのか。 本来の遍路道を歩く遍路も増えており、自動車向けの案内だけでなく、きめ細やかな、歩行者向けの案内が必要ではないか。	<p>現在、四国4県と関係市町村、関係団体等で構成される「『四国八十八箇所霊場と遍路道』世界遺産登録推進協議会」で、4県統一の案内標識の設置について検討を行っています。今年3月には、遍路道周辺の公衆トイレマップを作成し、推進協議会のホームページで公開するなど、安全・安心に歩き遍路を巡っていただくよう、各種取り組みを進めています。</p> <p>また、松山市では、地域資源の保存・活用・継承等を目的に、公民館区域単位で地域自らが実施する解説板や案内板等の整備に対する支援として、「地域の宝みがきサポート事業」(担当課;坂の上の雲まちづくりチーム)を創設しています。坂本地区では既にご活用いただいておりますが、こうした制度をご活用いただき、地域の皆さんが主体的に取り組んでいくことも一つの方法と思いますので、ご相談ください。</p>	総合政策部
5	農道・水路の維持管理について、水利組合と土地改良区との業務分担、費用負担の割合について、市の考え方を教えてほしい。	<p>農道・水路の日常の維持・管理については、基本的に地区の土地改良区が行い、土地改良区のない地区については水利組合等が実施しています。</p> <p>農道・林道の整備等 一般的な市の土地改良事業の実施については、地区の土地改良区、もしくは水利組合等からの申請を受け、工事を実施するとともに、分担金等徴収に関する市の条例に基づき、経費の一部として申請者から分担金を徴収しています。</p> <p>久谷地区には松山市荏原地区土地改良区と松山市坂本地区土地改良区があります。それぞれが区内の複数地区から構成されており、各地区の総代が農道・水路の維持管理や、現場での協議を行っています。工事申請や分担金の徴収等の事務については、それぞれの土地改良区の事務局が担当しています。</p> <p>また、農業用水路等の改良工事については河川水路課が行っていますので、地元の費用負担はありません。</p>	下水道部 産業経済部

前回のタウンミーティングでいただいたご意見等への対応状況(久谷地区)

	意見内容	現在の対応状況(今後の対応方針、見通し)及びその理由	担当部局
6	小さな水路の災害・被害については地域で対応しないといけないと考えているが、市としては地域にどういことを期待しているのか教えてほしい。	水路の氾濫の原因の一つとして、農繁期の堰(せき)に水をためている時に大雨が降る場合があります。日頃から天気予報等をご確認いただき、大雨による増水が予想される場合は、事前に堰(せき)は外していただくほか、水路内のゴミは撤去するなど適切な管理をお願いします。なお、災害発生のある場合は、危険箇所には近づかないようにして、災害発生時には河川水路課や消防局にご連絡をお願いします。	下水道部 消防局
7	地域にも空き家があるが、建物が傷んだり、家財道具がそのまま借りれない。空き家のスムーズな有効利用が図れないか。	松山市でも、空き家戸数は年々増加傾向にあり、対策に取り組む必要性が高まっています。このような中、昨年度庁内関係課による「空き家対策検討会」を組織し、空き家に関する様々な問題を「適正管理」と「予防・有効活用」の面から検討を進めています。適正管理については「松山市空き家等の適正管理に関する条例」の制定を目指しており、この条例で管理の行き届かない家屋について、所有者に対し指導、勧告、命令等を行えるよう検討しています。 また、予防・有効活用の面では、空き家に関する情報を集約する窓口の一元化や利用できる空き家の情報を広く提供することで定住促進につなげるとともに、地域の特性を生かした活用方法などを他市の事例も参考にしながら、調査研究していきたいと考えています。	都市整備部
8	学校給食について、地産地消を進めており、子どもの内部被ばくは低く抑えられると確信しているが、最大限危険寄りの考えのもと食材調達を行ってほしいと考える。給食食材の調達に対する考え方を教えてほしい。	平成23年9月から地元食材を中心に食材を調達する取り組みを開始しました。また一昨年(平成24年)11月から、これまでの地元食材の調達に加え、消費者庁から貸与された放射性物質測定器を活用し、学校給食食材の自主測定を実施しています。測定結果については、松山市のホームページで公開をしています。	教育委員会 事務局
9	久谷大橋が混雑している。市道小野3号線(～水泥南高井線)の久谷地区への延伸はあるのか。	食場町～平井町～南高井町をつなぐ幹線道路は、平成23年度末に市道小野3号線の開通により全線通行可能となりました。 この幹線道路の久谷地区への延伸については、重信川に橋を架けるなど多額の事業費が必要となることから、現在の厳しい財政状況から新規計画は難しいと考えています。	都市整備部
10	中野原地区のごみの投棄について見に来てほしい。	久谷地区についても、定期的に不法投棄防止パトロールを実施しており、先月27日の時点で、中野原地区を含め、地区に目立った不法投棄は発見されませんでした。 廃棄物対策課では、日頃から不法投棄防止のパトロールを実施していますので、不法投棄を発見した場合には、廃棄物対策課まで通報いただきますようお願いします。	環境部

前回のタウンミーティングでいただいたご意見等への対応状況(久谷地区)

	意見内容	現在の対応状況(今後の対応方針、見通し)及びその理由	担当部局
11	有害鳥獣被害対策、予算規模について教えてほしい。禁猟区、期間内に駆除した場合、罰則があるのか。サルの出没を通報したら追い払えないだろうか。	<p>松山市では、鳥獣被害防止のため農業者に対して、鉄柵・電気柵等の設置や新規に狩猟免許を取得する費用の助成を行っています。あわせて松山市有害鳥獣被害防止対策協議会等へ箱わな購入等への助成や、猟友会が有害鳥獣捕獲許可に基づき捕獲したイノシシ・サルに対する報償金の支払いなど、個体数減少への取り組みも行っていきます。</p> <p>また、今年度から新たな有害鳥獣対策事業として、昨年度に愛媛大学と連携して行ったイノシシ生息調査のデータを活用し、耕作放棄地等の草刈りや防護柵の設置による侵入防止などの環境整備や、訓練された犬(モンキードッグ)を導入し、サルを追い払う事業を行います。</p> <p>畑や田にサルが出没した場合は、松山猟友会の各支部が有害鳥獣捕獲許可をお持ちですので、猟友会荏原支部・坂本支部か、えひめ中央農協城南支所(電話:905-7375)へご連絡いただければと思います。</p> <p>(参考) 鳥獣保護区や休猟区などので、狩猟禁止期間に有害鳥獣捕獲許可申請に基づかず有害鳥獣を捕獲した場合、鳥獣保護法第83条第1項第2号により、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処される場合があります。</p>	産業経済部
12	学校給食について、最近量が減っている、味が薄いという子どもの声がある。献立についても変化に乏しいと思うので、子どもたちの意見を取り入れてほしい。	<p>学校給食の量については、「学校給食摂取基準」に沿った献立計画をしています。</p> <p>味の濃さについては、児童・生徒が適切な食習慣を身に付けるために薄味にしています。</p> <p>献立については、市内統一の献立を使用していますが、一昨年(平成24年)9月から、月に数回程度、各調理場、各学校に応じた独自献立を導入し、さらなる献立内容の充実を図っています。</p>	教育委員会事務局